

3日 文化の日, 7日 立冬, 15日 七五三, 22日 小雪, 23日 勤労感謝の日

11 月は「**過労死等防止啓発月間**」です

1. November 改正情報のご案内

① **12月2日以降、現行の健康保険証について新規発行が行われなくなります。**すでに発行された健康保険証には経過措置が設けられ、**2025年12月1日まで**使用できます。マイナンバーカードを持っていない等の、マイナ保険証を利用することができない状況にある人については、「**資格確認書**」が医療保険者から発行され、これを提示することで医療機関等を受診することができます。そのため、**12月2日以降に資格取得や、扶養の異動(増)の手続きをするときには、基本的には、この資格確認書の発行が必要かを申請することになっています。**

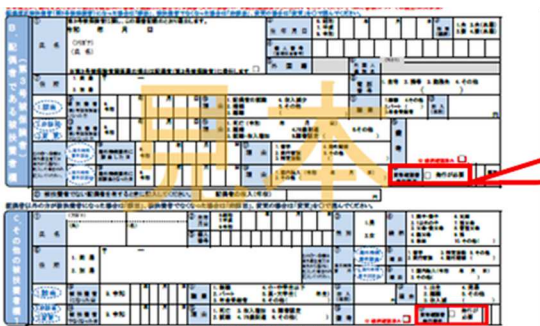
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届



具体的には、新たに設けられる届出様式の「**資格確認書発行要否**」欄に、新たに被保険者や被扶養者になる人について、資格確認書を必要とする場合には、「**口発行が必要**」にチェックを入れることになります。

① 資格確認書 発行要否	<input checked="" type="checkbox"/> 発行が必要
--------------	---

健康保険 被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届)



② 資格確認書 発行要否	<input checked="" type="checkbox"/> 発行が必要
--------------	---

② 11月から**自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」(「ながらスマホ」)の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象と**されます。

・**自転車運転中**に「ながらスマホ」をした場合は6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金 / 「ながらスマホ」により

交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 / **酒気帯び運転は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

※ (労働者分 保険料率) 健康保険 **50.1** (愛知) / 1000、**49.9** (東京) / 1000
 介護保険 **8** / 1000 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **6** / 1000 (建設業 **7** / 1000)






2. 名言名句

「先入観は、可能を不可能にする」

大谷 翔平

3. 法改正等ワンポイント

2024年10月からの児童手当の変更点

2024年9月分まで(月額)		2024年10月分から(月額)	
1万5,000円	0~2歳 	1万5,000円	
1万円 ※第3子以降は 1万5,000円	3歳~ 小学生 	1万円	第3子以降 0~18歳に 3万円 
1万円	中学生 	1万円	
なし	高校生※ 	1万円	
世帯主年収960万円以上は5,000円に減額、1,200万円以上はなし (夫婦どちらかが働き、子どもが2人の世帯)	高所得者	所得制限を撤廃	

出典：こども家庭庁「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～(令和5年12月22日)」

児童手当が大幅拡充

「次世代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援」との位置付けを明確するため、以下4点の拡充

- ① **所得制限を撤廃** これまで、こども2人と配偶者の年収が103万円以下の場合で、主たる生計者の年収が960万円以上のケースなどは支給に制限がありました。今後は所得にかかわらず全額支給されます。
- ② **支給期間を高校生年代まで延長** これまでは中学生以下が支給対象でしたが、今後は高校生年代も支給対象となります。(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)
- ③ **第3子以降の支給額を3万円に増額** こども3人以上の世帯が特に減少していることから、多子世帯※にさらに手厚い支援を実施。多子加算の子の数え方も見直しました。※児童と18歳の誕生日以後最初の3月31日を経過した後22歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある子のうち、親等の経済的負担のある子の合計人数が3人以上いる世帯
- ④ **支払回数を偶数月の年6回に増加** 4か月分ずつ年3回から、2か月分ずつ偶数月年6回の支給に変更されるため、活用の計画が立てやすくなります。

4. 統計・情報

- ① 総務省の公表によると65歳以上の就業者数は20年連続で増加し、914万人と過去最多となっている。就業者総数に占める65歳以上の就業者の割合は13.5%で、およそ7人に1人が65歳以上の就業者。また、65歳以上人口に占める65歳以上の就業者の割合は25.2%と10年前と比較すると5.1ポイント増。年齢階級別にみると、65~69歳は52.0%、70~74歳は34.0%、75歳以上は11.4%と、いずれも過去最高。特に、65歳~74歳の就業率は年々顕著に高まっており、元気なうちは働こうという高齢者が増えていることがうかがえる。
- ② 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が11月1日に施行された。自身の労働者性に疑義があるフリーランスからの相談窓口が全国の労働基準監督署に設置された。フリーランスの中には、労基法上の労働者でありながら自営業者として扱われ、労基法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されているとし、相談窓口では、労働者性の判断基準の説明や「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなども行う。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44487.html
- ③ 家電量販大手のノジマは、初任給を含む基本給の改定と手当の新設を発表した。全従業員(約3000名)を対象に、2025年1月から月額1万円のベースアップを実施するとともに、店舗・コールセンター・物流センターに勤務する従業員(約2600名)に最大2万5000円の「現場手当」を25年4月から支給する。ペアは3年連続の実施となり、2025年度新入社員の初任給(大学卒)は30万円と、家電量販業界で最高水準となるとしている。

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

今年も2か月を切りました。今年は「強烈に暑い夏」の印象が強いですが、それ以上に熱かったのは、メジャーリーグの「大谷選手の大活躍」で史上初の「50-50」そしてワールドシリーズではドジャースが初戦でフリーマンの「逆転満塁サヨナラホームラン」というシリーズ史上初の劇的・奇跡的な勝利。「漫画の世界のようなドラマティックな事が起きるんだ」と驚嘆。ドジャースが第5戦で逆転勝利してシリーズ制覇。やはりメジャーリーグは凄い、打者も投手もレベルの高さが段違いでワクワクしました！

先月27日の衆議院選挙の結果は「自民惨敗・立民躍進」でした。政権交代までないと思われませんが、政局は大きく動くことは間違いないようです。円安は一部の企業が恩恵を受け、大きく利益を出していますが、中小企業やスーパー・飲食店では「仕入れ値が高騰」厳しい状況、国民の多くは「円安と物価高」をなんとかして欲しいと願っています。自民党がすり寄ろうとしている国民民主党の「手取りを増やす」の柱である「所得税の課税対象となる基準を103万円から178万円へ引き上げ」策はイイ！是非とも推し進めてもらいたいです。

富士山の初冠雪が過去130年間で一番遅くなっているとの事(平年では10月初旬には初冠雪があるのが、10月31日現在でも雪がない!)、気象庁の3か月予報では、11月は平年より気温は高く、12月と1月は平年並みとの事。果たして「雪を冠したキレイな富士山」はいつ観られるのでしょうか。今年の冬も暖冬傾向と予想しますが、近年の激しい気候変動ですから「極端な豪雨や降雪」もあるかもしれません。

地震と豪雨で被災した能登の早い復興と、穏やかな年末年始であって欲しいと願います。(S)